

一般競争入札公告

山梨県子育て支援局子育て政策課が発注する「令和6年度山梨県妊活等健康オンラインサポート事業業務委託」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年3月1日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度山梨県妊活等健康オンラインサポート事業業務委託

(2) 業務内容

仕様書で定めるとおり

(3) 業務履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効力を生じるものとする。

2 一般競争入札の参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示

第67号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(7) 令和4年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書の提出までにおいて、国又は地方公共団体からのSNSを活用したオンライン上の不妊・妊娠・出産相談業務を受託した実績を有する者であること。

(8) SNSを活用したオンライン上の妊娠・出産・不妊等の相談業務に精通しており、別途指定する本業務委託仕様書記載の業務内容に対応できること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県子育て支援局子育て政策課母子保健担当

電話番号 055-223-1425

メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和6年3月8日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の(1)の交付場所において交付する。

※電子メールでの交付を希望する場合は、3の(1)のメールアドレス宛に電子メールにて入札参加の意思表示及び連絡先(電話、ファックス番号)を送信し、入札説明書の送付を受けること。その場合には、メールを送信した旨電話にて伝えること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和6年3月11日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便:令和6年3月11日までに必着)し、この入札に参加資格のあることの確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月25日(月) 午前11時00分

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁 別館2階 子育て支援局会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 入札に関する注意事項

- ア 入札参加者は、「入札説明書」、「仕様書」及び「契約書案」を熟覧の上、入札すること。
- イ 入札に関する事項は、入札心得(別途配布)を確認すること。
- ウ 郵送又は電送による入札を認めないので、入札参加者は、3の(1)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (ア) 言語 日本語
- (イ) 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 契約保証金

要。ただし規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどによ

り明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(7) 落札者決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間に2に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。